

すべての人が安心、安全、安定して働ける社会(ちば)をめざして

(1)「千葉労働局行政運営基本方針」が決まりました

成田労働基準監督署では、千葉労働局で策定した令和5年度行政運営基本方針に基づき、長時間労働の抑制及びウィズコロナ・ポストコロナの「新しい働き方」の実現等に向けて、中小企業・小規模事業者等への支援を進めるとともに、安全で健康に働くことができる環境づくりを目指し、行政活動を展開することとしています。

引き続き、ご理解、ご協力をよろしく申し上げます。

なお、「労働行政のあらまし」(PR版)は千葉労働局ホームページで公開される予定ですが、掲載されるまでしばらくお待ちください。

千葉労働局ホームページ



【最重点施策】

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援と個人の主体的なキャリア形成の促進等

① 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進

最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する助成金による支援等を行うとともに、最低賃金の決定や周知及び履行確保を図ります。また、同一労働同一賃金の遵守を徹底します。

② 学び直しの環境整備など個人の主体的なキャリア形成の推進

デジタル分野等の人材育成、社会全体で学び直しを促進するための環境を整備するとともに、成長分野等への円滑な労働移動が可能となるよう支援します。

③ 安心して挑戦できる労働市場の創造

労働市場の強化・見える化の促進を図るとともに、ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化を推進します。また、個々のニーズに応じた、きめ細かなキャリアサポート・就職支援を継続的に進めていきます。さらに、人材確保が求められる分野への確保支援を積極的に実施します。

多様な人材の活躍促進と安全で健康に働くことができ多様な選択を力強く支える環境整備

④ 多様な人材の活躍促進

仕事と家庭の両立支援の取組を促進するとともに、女性、新規卒卒者、フリーター、就職氷河期世代、年齢の高い方、障害のある方、外国の方などの多様な人材の活躍促進に向けて、就業環境の整備や就労支援等に努めます。

⑤ 安全で健康に働くことができ多様な選択を力強く支える環境整備

テレワークの定着促進、ワーク・ライフ・バランスの促進、長時間労働の抑制、労働災害の防止対策、総合的なハラスメント対策など労働者が安全で健康に働くことができ、柔軟な働き方がしやすい環境の整備を図ります。

(2) 死亡災害事例(令和4年)

昨年、当署管内で発生した死亡災害の一部事例を紹介しますが、清掃・点検・調整作業での機械へのはさまれ、車両の逸走は決して特殊な災害ではありません。

今年はずでに1件の死亡災害が発生していますが、死亡等の重大災害に結び付く可能性のあるリスクを減らすため、それぞれの事業者において何をすべきか、ぜひ、お考えいただければと思います。

管内で機械の調整中のはさまれ死亡災害が発生!

1月に、当署管内で、機械の調整作業中に、機械が意図せず作動し、作業員が頭部をはさまれて死亡する災害が発生しました。同種災害の防止のため

- ① 機械の清掃や調整の作業においては、機械の運転を停止させるほか主要な動力源は遮断してください!
- ② 機械の動力系統を明らかにし、スイッチごとにどの部分が動き、止まるかチェックして、周知ください!

機械によるはさまれ・まきこまれ災害が多発しています! その多くは機械の停止基準や復旧手順が定められていないために発生しています!

機械を停止する手順を定めていない → 作業員が自分で判断しなければならない → 適切な判断ができず危険な作業を行う → 災害発生

これくらいのことで機械を止めたら迷惑? → 復旧にも時間がかかるしやり方もよくわからない...

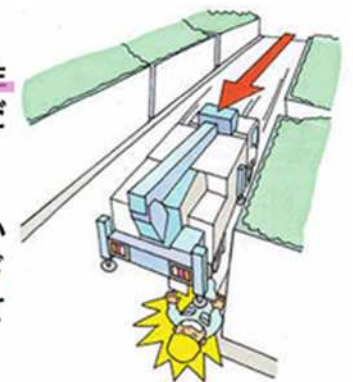
災害例:
・ 目詰まりやピックミスで手を出してしまう
・ 機械を運転させたまま掃除

具体的な作業手順を作成するなど適切な労働災害防止対策を講じましょう!

管内で高所作業車によるはさまれ死亡災害が発生!

6月に、当署管内で、坂道にて無人で動き出した高所作業車にはさまれ作業員が死亡する災害が発生しました。同種災害の防止のために

- ① 車両は坂道のような動き出す可能性のある場所に止めないようにしてください!
- ② 車両を傾斜地等に止めざるを得ない場合には、エンジンを止めて、サイドブレーキをかけて、歯止めを設置して動き出さないようにしてください!



また、次のような災害も発生しておりますので注意してください!

■トラック昇降中の墜落災害



足を滑らせて墜落する



荷台から飛び降りて足を骨折



3点支持でゆっくり昇降しましょう



より安全に昇降できる設備を検討しましょう

令和5年度雇用保険料率のご案内

(3) 令和5年度雇用保険料率のご案内

令和5年4月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。

令和5年度労働保険の年度更新期間は6月1日(木)～7月10日(月)です。

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

その際、雇用保険料率については、右表のとおり変更となりましたのでご注意ください。

なお、申告・納付の手続きがお済みでない場合は、管轄の都道府県労働局までご相談ください。

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。)
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

＜令和5年度の雇用保険料率＞
(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

(4) アルバイトの労働条件を確かめよう！

厚生労働省では、全国の学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施します。

本キャンペーンは平成27年度から実施しており、本年度で9回目となります。

厚生労働省「アルバイトの労働条件を確かめよう！」のサイトでは、各種トラブルの事例紹介や、相談先のご案内などを行っています。ぜひ参考にしてみてください。



<アルバイトの労働条件を確かめよう！サイト>



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」

(5) ご挨拶

4月1日付け人事異動により成田労働基準監督署で勤務することになりました。よろしくお願ひします。

署長 星名一成
 安全衛生課長 朝生和弥
 労災認定調査官 橋本和文
 労働基準監督官 小池志門 (労災課)
 労働基準監督官 木村結衣 (安全衛生課)
 労働基準監督官 長野 湊 (監督課)

熱中症予防ポータルサイト



全国安全週間(中災防)

